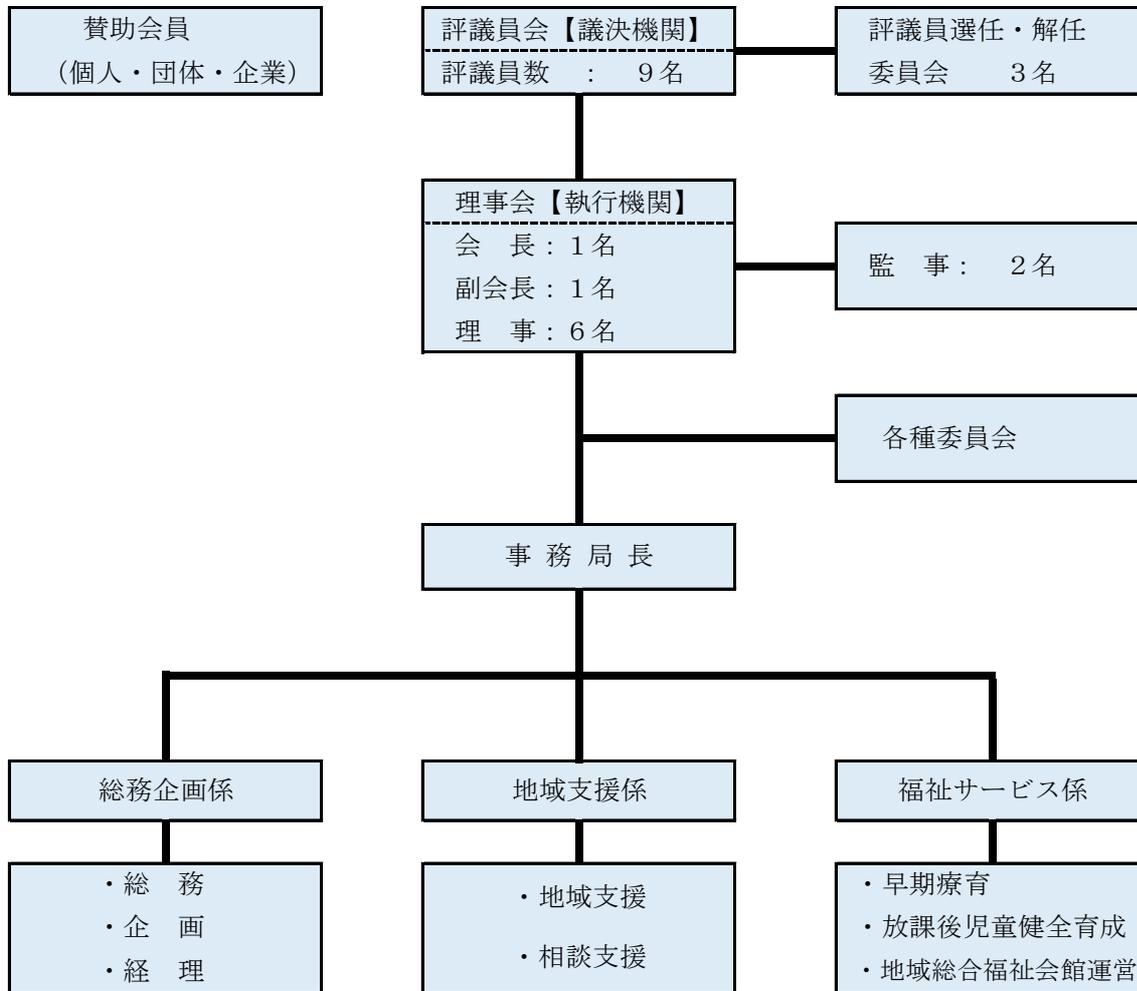


社会福祉法人 中間市社会福祉協議会 組織図 (令和2年1月1日現在)



- ・評議員会 議決機関で予算・決算・定款など重要な事項の議決や承認を行います。
社会福祉施設関係者、ボランティア連絡協議会、民生委員・児童委員協議会
商工会議所、市議会、弁護士、学識経験者（大学教授）、小中学校校長等で
構成されています。
- ・理事会 執行機関で事業計画・予算の編成・事業の計画や実施を行う機関です。
学識経験者、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、行政機関、身体
障害者福祉協会、婦人会、母子寡婦福祉会等で構成されています。
- ・監事 会計処理や事業実施状況を監査する機関です。
社会福祉事業についての学識経験者、税理士で構成されています。